規則

日号外ページ

○会計検査院
五　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則　一　一
六　〃　二九　二
○人事院
九―一二三―四二　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　二九　二
○国家公安委員会
一三　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則　二九　二〇四　一〇
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則　一五　二
○原子力規制委員会
四　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則　二八　二〇三　一

告示

○内閣府
一〇〇五―構造改革特別区域計画を認定した件　二〇　二
一〇〇九―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二〇　二
一一〇―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　二〇　三
一一四　〃　二〇　三
一一五　〃　二〇　三
一一六　公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　二〇　三
一一七　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　二九　二〇四　一〇四
一一八　内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　二九　二〇四　一〇四
○内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針　八　一八八　一
○内閣府、財務省
一〇　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件　一　一八三　一八
一一　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一　一八三　一九
一二　〃　二九　二〇四　一九三
一三　沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号二の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　二九　二〇四　一九四
○宮内庁
八　皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選において当選した件　二〇　三
九　天皇皇后両陛下は特別国民体育大会に御臨場になる件　二一　三
一〇　天皇皇后両陛下はいしかわ百万石文化祭二〇二三（第三十八回国民文化祭及び第二十三回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場になる件　二一　三
○国家公安委員会
四二　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　一五　二
四三　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一五　二
四四　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一五　三
四五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件　二六　二
四六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　二六　二
○金融庁
九〇　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　五　二
九一　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二〇　三
九二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二二　一
九三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二二　一
九四　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二二　一二
九五　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二二　二一